

廃棄物安全試験施設(WASTE-F)  
電気錠盤及び分電盤更新作業  
仕様書

令和7年9月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 件名

廃棄物安全試験施設(WASTE F)電気錠盤及び分電盤更新作業

2. 目的及び概要

本件は、宇宙戦略基金による JAXA からの受託事業「Am 発熱体と熱電変換デバイスからなる半永久電源システムの開発」において、利用する廃棄物安全試験施設(以下 WASTE F)において試験機器整備等に使用する電気錠盤及び実験等に利用している分電盤は建屋竣工当時の設置から 43 年が経過しており、電気錠、遮断器等機器の性能が劣化しているため更新作業を実施し、機器の性能回復を図るために定めたものである。

3. 作業実施場所

WASTE F 工作モックアップ室、コントロール室  $\beta$   $\gamma$ アイソレーションルーム

4. 納期

令和 8 年 2 月 27 日

5. 製作物及び作業内容

5.1 製作物及び数量

- (1) 電気錠盤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 錠
- (2) 建屋分電盤 (EA 盤及び EC 盤)・・・・・・・・・・・・・・2 台

5.2 作業範囲

- (1) 電気錠盤については、既存品との互換性があるよう設計・製作すること。
- (2) 建屋分電盤については、配電用遮断器の員数、盤の寸法測定等を行い図面等作成後に製作する。
- (3) (1)及び(2)で設計・製作した物品を現地へ据付調整を行う。
- (4) 製作物に異常が無いか検査を実施する。

6. 検査

- (1) 外観検査：著しい傷、へこみがないこと、正常に扉の開閉ができること。(据付調整前)
- (2) 寸法検査：製作品物が図面寸法と相違ないことを確認する。(据付調整前)
- (3) 作動検査：据付調整後、動作確認等を行い正常に作動することを確認する。

7. 業務に必要な資格等

作業者は、管理区域内での作業経験があるとともに、作業における必要な資格を有していること。なお、現場責任者は、原子力科学研究所における現場責任者の認定がされていること。

## 8. 支給物品及び貸与品

### 8.1 支給品（無償）

- (1) 電気、水等
- (2) 放射線防護用消耗品
- (3) 廃棄物収納容器
- (4) その他、作業に先立つ協議によって取り決めたもの

### 8.2 貸与品（無償）

- (1) 被ばく管理用測定器
- (2) 身体保護具等
- (3) 放射線測定器
- (4) 一般工具
- (5) その他、作業に先立つ協議によって取り決めたもの

## 9. 提出書類

- |                               |           |      |
|-------------------------------|-----------|------|
| (1) 作業工程表                     | 契約後速やかに   | 1 部  |
| (2) 作業計画書（作業実施要領書）            | 作業開始前     | 1 部  |
| (3) 作業者名簿                     | 作業開始前     | 1 部  |
| (4) 総括責任者届                    | 作業開始前     | 1 部  |
| (5) 作業責任者等認定証                 | 作業開始前     | 1 部  |
| (6) 委任又は下請届（原子力機構指定様式）        | 作業開始前     | 1 部  |
| * 委任又は下請等がある場合のみ提出すること。       |           |      |
| (7) 作業日報                      | 毎日の作業終了後  | 1 部  |
| (8) 作業報告書                     | 作業終了後速やかに | 1 部  |
| (9) 工事・作業安全チェックシート（原子力機構指定様式） | 作業開始前     | 1 部  |
| (10) 工事・作業管理体制表（原子力機構指定様式）    | 作業開始前     | 1 部  |
| (11) 5.2 で作成した設計図面            | 作業終了後速やかに | 3 部  |
| (12) 打合せ議事録                   | 実施の都度     | 1 部  |
| (13) その他必要な書類                 | その都度      | 必要部数 |
- (提出場所) 原子力機構 研究基盤技術部 ホット材料試験課

## 10. 検証条件

以下に示す事項が満足していることを検証する。

- (1) 本仕様書に基づき、全ての作業が終了し、6 項に示す検査に合格していること。
- (2) 9 項の所定書類が全て提出されていること。

## 11. 検収条件

10 項に示す検証条件に合格していること。

## 12. 適用法規・規定等

本設備は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」）及び「放射性同位元素等の規制」に関する法律（以下「RI 等規制法」）の 2 重規制施設で使用される設備である。従って、作業の実施にあたっては、以下の法令、規格、基準等を適用または準用して行うこと。

- (1) 原子炉等規制法
- (2) RI等規制法
- (3) 日本産業規格（JIS）
- (4) 労働安全衛生法
- (5) その他関係法令及び基準等
- (6) 日本原子力研究開発機構各種所内規定（規程）
  - 1) 原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定
  - 2) 原子力科学研究所放射線障害予防規程
  - 3) 原子力科学研究所放射線安全取扱手引
  - 4) 工事・作業の安全管理基準
  - 5) その他諸規定（規程）

## 13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

## 14. 品質保証

本作業の安全性及び信頼性の向上のため、以下の方針で適切な品質保証活動を実施すること。

- (1) 品質保証活動に参画する組織、業務分担及び責任を明確にし、確実に品質保証活動を遂行すること。
- (2) 文書、資料及び品質管理記録等は、処理手順及び管理方法を明確にし、確実に保管すること。

## 15. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

- (2) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (3) 本作業は管理区域作業のため、受注者は従事者に対し原子力機構が行う保安教育を作業開始前までに受講させること。また、作業は管理区域内遵守事項に従うこと。
- (4) 受注者は、作業を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または、特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (5) 本作業に係る不適合管理及び是正処置は、「原子力科学研究所不適合管理及び是正処置並びに予防処置要領」に従うこと。ただし、受注者が行う不適合処置や是正処置、報告等については、ホット材料試験課長が、不適合の内容や受注者の品質保証体制の整備状況に応じて、実施方法を受注者に指示する。

#### 16. 検査員及び監督員

##### 検査員

- (1) 一般検査 管財担当課長

##### 監督員

- (1) 研究基盤技術部 ホット材料試験課員

以 上